

お知らせ

町制施行60周年記念事業
8路線について道路愛称が決定

町制施行60周年を記念して、町内の主要道路8路線の道路愛称について平成26年11月1日から募集を行ったところ、たくさんの方の愛称が寄せられました。

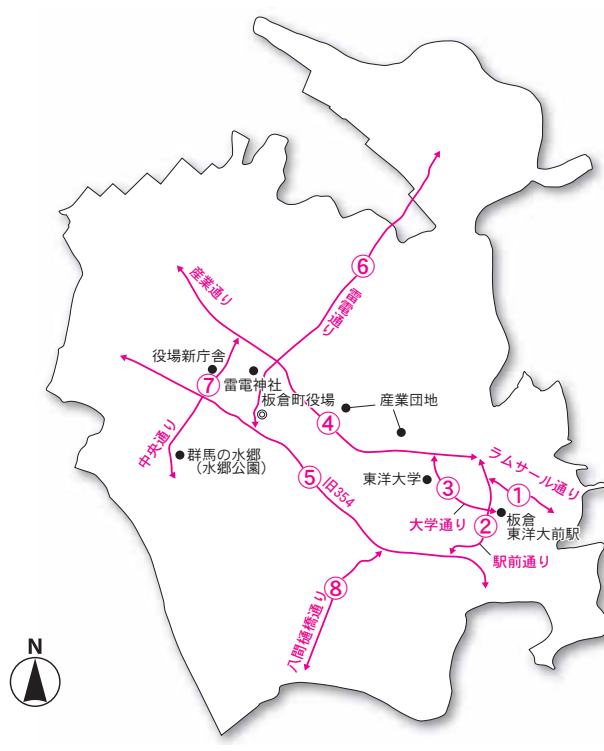
ご応募いただいた愛称を板倉町道路愛称選定委員会にて審査、選定した結果、次のとおり決定しました。

今後は、皆様に分かりやすく親しみを持っていただけるよう、愛称を記載した案内板

を設置してまいります。たくさんのご応募、誠にありがとうございました。

決定した道路愛称	
①	ラムサール通り
②	駅前通り
③	大学通り
④	産業通り
⑤	旧354
⑥	雷電通り
⑦	中央通り
⑧	八間樋橋通り

問合せ 計画管理係
☎内線434



お知らせ

住基カード・電子証明書
電子申告を利用するには



インターネットで確定申告ができる電子申告（e-TAX）を利用するためには、住基基本台帳カード（住基カード）に電子証明書が必要となります。電子証明書は役場窓口で取得でき、ICカードである住基カード内に記録されます。電子証明書の有効期限は3年間となっております。住基カードの券面に記載のある有効期限とは異なりますので、ご注意ください。

電子証明書の申請に必要なもの
住基カード、運転免許証などの公的証明書
手数料 500円

その他 有効期限内であったりも、転居、婚姻などで氏名、生年月日、性別、住所のいずれかが変更となった場合は、電子証明書は失効します。電

子証明書は有効期限満了日の3か月前から更新手続きをすることが可能です。新たに住基カードを取得する場合、住基カードの作成に約10日かかりますので余裕をもって申請してください。住基カードの有効期限は10年間です。

住基カードの申請に必要なもの

運転免許証などの顔写真付の公的証明書、写真付を希望する場合は写真（申請前6か月以内に撮影した無帽で正面を向いた無背景のもので、大きさは縦4.5cm×横3.5cm）
手数料 500円

※高齢者運転免許自主返納制度利用の場合は免除
その他 顔写真付の公的証明書がない場合（保険証などの場合は、照会書を送付していただき本申請となります）

申込先・問合せ
戸籍年金係
☎内線232

公的個人認証ポータルサイト
URL: <http://www.jpki.go.jp/>

お知らせ

育児支援
母子・父子家庭に支度金を支給

母子・父子家庭などの児童の保護者などに対して入学・進学の際に支度金を支給しています。次の要件に該当するかたは、申請してください。

対象 離婚・死別などで母子家庭・父子家庭などとなった児童の保護者など

支給要件 児童の保護者などが平成26年度所得税非課税であること
支給額
☎内線314

○小学校入学 10,000円

○中学校進学 15,000円

○高校進学 20,000円

（進学をしない場合は中学校卒業時）

申請方法 子育て支援係にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

申請期限 2月20日(金)

申請先・問合せ
子育て支援係

☎内線314

お知らせ

福祉タクシー
福祉タクシー利用の助成券を交付

対象者 次の①～⑤のいずれかに該当する在宅のかた

①身体障害者手帳1、2級の交付を受けているかた
②療育手帳の交付を受けているかた
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた

※①、②、③に該当しても自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外
④70歳以上の高齢者のみの世帯（隣接した敷地を含む同一敷地内に家族が住んでいる場合、二世帯住宅の場合は対象外）
⑤母子・父子家庭世帯

敷地内に家族が住んでいる場合、二世帯住宅の場合は対象外）
※④、⑤に該当しても四輪自動車所有し、運転できるかたがいる世帯は対象外となります。

申請先 担当区域の民生委員に申請してください。

申請期限 2月16日(月)

問合せ 介護高齢係
☎内線324

腎臓機能障害者等通院交通費

町では、腎臓または小腸の機能に障害のあるかたが、人工透析または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるために医療機関へ通院した場合、その医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。対象のかたは申請してください。

対象者
次の項目すべてに該当しているかた

○板倉町に居住し、住民登録されているかた

○腎臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けたかた

○医療機関に通院し、腎臓機能障害者は人工透析療法、小腸機能障害者は中心静脈栄養法または経腸栄養法による医療の給付を受けているかた（入院の期間は対象外となります）

○ほかの法令により通院交通費の給付を受けていないかた
○当該年度分町民税非課税のかた

受付期限
2月20日(金)

申請先・問合せ
社会福祉係

☎内線312

紙おむつ給付券を支給（平成27年度分）

町では、在宅介護の負担軽減のため、高齢者・障害者のかたに紙おむつ給付券を給付します。対象になるかたの申請をお待ちしています。

対象 在宅で暮らし、紙おむつを必要とするかたで次のいずれかにあてはまるかた

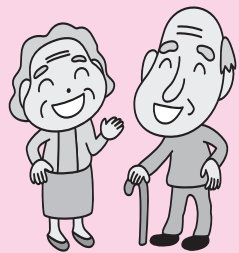
①65歳以上のかた
②身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定もしくは精神障害者保健福祉手帳1級の所持者で町民税非課税世帯に属するかた

※他の制度により紙おむつの給付を受けているかたは、対象外です。

※紙おむつ給付券の給付は4月以降となります。

申請方法 行政区の民生委員に申請してください。

問合せ 介護高齢係
☎内線324



お知らせ

町議会議員選挙
立候補予定者説明会を開催します

補を予定しているかたは、必ずご出席ください（事前申し込み不要、代理出席も可能）。なお、会場の都合上、一候補者につき3名までの出席とさせていただきます。詳しくはお問い合わせください。

日時 3月13日(金) 午後2時
場所 中央公民館 第1会議室

問合せ 選挙管理委員会
☎内線122

特定疾患
見舞金を支給しています

特定疾患などの患者またはその保護者の福祉増進を目的に、見舞金を支給します。

対象者

①特定疾患医療受給者証を持つ町内在住のかた
②小児慢性特定疾患医療受給者証を持つ児童の保護者で、町内在住のかた

※1月以降の難病医療法に規定する指定難病による医療給付受給者も対象となります。

支給額 月当たり3,000円

申請期限 2月27日(金)

申請に必要なもの

①特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証等
②対象者本人名義（小児の場合はその保護者）の通帳

③認印
申請先・問合せ
社会福祉係

☎内線311



渡良瀬遊水地
3月22日(日)、ヨシ焼きを実施します

渡良瀬遊水地は治水、利水、環境保全を担っている施設です。渡良瀬遊水地の大部分を占めているヨシ原のヨシ焼きは、ヨシに寄生する害虫の駆除並びに野火による周辺家屋への類焼防止、また、貴重な湿地環境の保全等を目的として実施されており、本年度も下記の日程で行われます。

風向きや上昇気流により、灰や煙が広範囲にわたり飛散

外立入禁止となりますので、併せてご了承ください。

日時 3月22日(日)
午前8時30分

範囲 渡良瀬遊水地全域
主催 渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会

※雨天・強風などや下草が湿っている場合は、予備日に順延になります。

第1予備日 3月28日(土)
第2予備日 3月29日(日)

※ヨシ焼きの実施状況(中止の情報も含む)の情報は、3月2日(月)より(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団のホームページ及び自動音声案内で確認できます。

○ホームページアドレス
<http://watarase.or.jp>

○自動音声案内
☎0282-6210915

問合せ 企画調整係
☎内線142



児童扶養手当・特別児童扶養手当制度
対象になるかたは申請してください



県では、児童扶養手当・特別児童扶養手当を支給しています。支給の要件を満たしている、まだ受給していないかたは、申請してください。

▼児童扶養手当
対象 次の要件を満たす児童を監護する母子家庭などの父子家庭などの父または養育者

要件 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかに該当する児童

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母が重度の障害者
- 父または母の生死が不明
- 父または母から一年以上遺棄
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- 父または母が一年以上拘禁
- 未婚の母の子
- 孤児など父母が不明

手当額(月額)
9,680円〜41,020円

▼特別児童扶養手当
対象 精神または身体に一定

の障害のある20歳未満の児童を監護する父または養育者

手当額(月額)
○1級 49,900円
○2級 33,230円

申請先・問合せ
○児童扶養手当
子育て支援係
☎内線314

○特別児童扶養手当
社会福祉係
☎内線311



詐欺被害防止
詐欺被害にあわないために

最近町内で、還付金詐欺などの特殊詐欺被害や役場・裁判所・有名企業を名乗るなどの不審な電話やメールが増えています。

詐欺の手法は日々変化していますので、お金にかかわる不審な話を持ちかけられたり、少しでもおかしいと思ったらときは、相手が誰であつてもすぐに回答をせず、ご家族や警察にご相談ください。

町では地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅耐震診断士による木造住宅耐震相談会を開催します。

耐震についての疑問や不安をお持ちのかたや住宅のリフォームなどにあわせて耐震改修をご検討のかたは、この機会にご相談ください。

日時 3月1日(日)
午前9時〜午後4時

場所 中央公民館クラブ室
対象 一般木造住宅
相談料 無料
定員 6人(定員になり次第締め切り)

申込方法 2月27日(金)までに電話でお申し込みください。
持参するもの 住宅の図面や写真をご持参ください。
申請先・問合せ
計画管理係
☎内線434



火災予防運動
春季全国火災予防運動を実施します



『もういいかい 火を消すま
では まあだだよ』

3月1日(日)〜7日(土)は、春季全国火災予防運動期間です。運動期間中は、板倉消防署のサイレン吹鳴(期間中の毎朝午前7時)や、消防車両

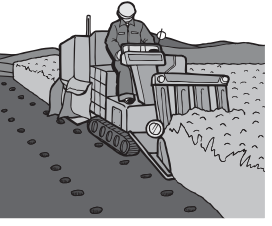
による防火パレード(3月1日)が行われます。火災を防ぐために、ご家庭で左記の3つの習慣を実践しましょう。

3つの習慣
○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

問合せ 行政安全係
☎内線122



農地の賃貸借料
昨年のデータをお知らせします



過去1年間に実際に締結された農地の賃貸借契約の賃借料に関するデータを情報提供します。

○地域 板倉町全域
○平均額 10,000円
○最高額 20,000円
○最低額 4,000円
(10aあたり)

○データ数 522件

※使用貸借及び平均値より1・7倍以上、平均値より0・3以下の金額は除外されています。

問合せ 農地係
☎内線415

宝くじの助成金で消防団用防火服を整備

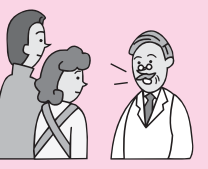


このたび、館林地区消防組合消防団では(財)自治総合センターの「平成26年度コミュニティ助成事業」の助成を受け、消防団員の装備品として防火衣・防火帽しころを整備しました。この装備品は館林地区消防組合管内の各市町消防団の団長及び副団長へ配備し、地域の消防防炎力の強化に努め、より一層災害に強い地域づくりを目指していきます。



問合せ 館林地区消防組合消防本部総務課・警防課
☎7213171

群馬県心身障害センターの巡回相談



身体障害者及びそのご家族の皆さんを対象に、群馬県心身障害者福祉センターが巡回相談を実施します。相談はすべて予約制です。

日時 2月18日(水)
午前10時〜正午

場所 館林市総合福祉センター12階ふれあい会議室

相談科目 整形外科

相談内容
○身体障害者に関する各種の相談

○補装具の要否判定など
持参品 認印、身体障害者手帳
申込み 相談希望者は下記まで電話で予約申込みをしてください。※障害が重いなどの理由により巡回相談の会場に來所することができないかたについては、ご自宅に訪問することもできますので、申込み時にご相談ください。

申込先・問合せ
社会福祉係
☎内線312